

羽曳野市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日

最近改正 平成 25 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 2 項の規定に基づく羽曳野市高齢者日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施について、羽曳野市老人福祉法施行細則（平成 12 年羽曳野市規則第 36 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65 歳以上の者をいう。
- (2) 日常生活用具 高齢者の利便を図る物で、別表の種目の欄に掲げるものをいう。
- (3) 給付等 老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項の規定による日常生活用具の給付又は貸与をいう。
- (4) 生計維持者 世帯の中で生計を維持するのに中心的役割を果たす者をいう。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、在宅している高齢者であって、生活保護受給世帯若しくは支援給付受給世帯又は市民税非課税世帯に属する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 常時ひとり暮らしの状態にある者又は高齢者のみで世帯を構成している状態にある者
- (2) 電話回線（携帯電話を含む。）を保有しない者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、福祉事務所長が給付等を実施する必要があると認められた者

(給付等の内容)

第 4 条 福祉事務所長は、別表の対象者の欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の種目の欄に掲げる日常生活用具の給付等を行うものとする。

(自己負担額)

第5条 細則第12条の規定により対象者又はその生計維持者が支払う費用の額は、それぞれの日常生活用具ごとに、毎年福祉事務所長が定める当該給付等に係る費用の額の1割に相当する額（以下「自己負担額」という。）とする。

2 前項の場合において、福祉事務所長は、自己負担額のほか、当該給付等の執行に付随して生ずる費用のうち、必要と認めるものを対象者又は生計維持者に負担させることができる。

(貸与期間)

第6条 日常生活用具の貸与の期間は、貸与した日からその日の属する年度の3月31日（以下「貸与期間満了日」という。）までとする。ただし、福祉事務所長が貸与期間満了日までに貸与の取消しを行わないときは、その期間がさらに1年間延長されたものとし、その後において貸与期間満了日が到来したときもまた同様とする。

(貸与に係る補助)

第7条 福祉事務所長は、日常生活用具のうち老人用電話の貸与を受けた者に対して、電話の架設工事に要する費用、基本料等の定額料金及び通話料の一部を補助することができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 日常生活用具の給付等を受けた者は、日常生活用具を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 日常生活用具の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、貸与を受けた日常生活用具を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 借受者は、貸与を受けた日常生活用具の全部若しくは一部をき損し、又は滅失した場合は、直ちに市長に状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(現況調査)

第9条 市長は、借受者に対して、日常生活用具の使用状況等に係る調査を行うことができる。

(貸与の廃止)

第10条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活用具の貸与を廃止するものとする。

(1) 対象者が市外に転出したとき。

(2) 対象者が死亡したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、貸与を必要としなくなったと認められるとき。

(返還)

第11条 福祉事務所長は、虚偽の申請その他の不正な手段により日常生活用具の給付等の決定を受け、又は日常生活用具の給付等を受けたときは、日常生活用具の給付等の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は給付等に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第5条）

区分	種目	対象者	性能	備考
給付	火災警報器	第3条第1号又は第3号に該当する者	屋内の火災を煙により感知し、音又は光を発し、70dB/m以上の音圧等で知らせ得るものであること。	消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の7に基づき、設置を義務化された箇所に設置する。
貸与	老人用電話	第3条第1号及び第2号又は第3号に該当する者	加入電話	市名義の電話回線とする。